

町田市立国際版画美術館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立国際版画美術館条例の一部を改正する条例

町田市立国際版画美術館条例（昭和61年9月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料)</p> <p>第3条 <u>版画美術館が行う美術作品等の展示のうち常設の展示の観覧は、無料とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する常設展示以外の展示（以下「企画展示」という。）の観覧料は、別表第1に定める額の範囲内で、市長が企画展示ごとに定める。ただし、中学校の生徒並びに小学校及び小学校就学前の児童の観覧料は、無料とする。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる観覧料は、無料とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>企画展示の初日の観覧料</u></p> <p>(2) <u>開館記念日（4月19日）の観覧料</u></p> <p>(3) <u>文化の日（11月3日）の観覧料</u></p> <p>(4) <u>市制施行記念日（2月1日）の観覧料</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定する観覧料</u></p> <p>(施設等)</p> <p>第5条 <u>版画美術館に、次に掲げる施設を設ける。</u></p> <p>(1) <u>市民展示室</u></p> <p>(2) <u>講堂</u></p> <p>(3) <u>アトリエ</u></p> <p>(4) <u>版画工房</u></p> <p>2 <u>美術に関する創作、研究、発表等のため、前項各号に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(観覧料)</p> <p>第3条 <u>版画美術館に展示されている美術作品等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日の観覧料は、無料とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>企画展示の初日</u></p> <p>(2) <u>開館記念日 4月19日</u></p> <p>(3) <u>文化の日 11月3日</u></p> <p>(4) <u>市制施行記念日 2月1日</u></p> <p>(施設等の使用)</p> <p>第5条 <u>美術に関する創作、研究、発表等のため、版画美術館の施設及び設備を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項において使用することができる施設及び設備は、市民展示室、講堂、アトリエ及び附属設備とする。</u></p>

(運営協議会)

第9条 略

2 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 4人以内

(2) 社会教育の関係者 1人

(3) 学校教育の関係者 2人以内

(4) 文化活動団体の代表 1人

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第1 (第3条関係)

区分	観覧料 (1人につき)	
	個人	団体 (20人以上)
略	略	略

(運営協議会)

第9条 略

2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第1 (第3条関係)

区分	企画展示を観覧する場合		常設展示を観覧する場合
	観覧料 (1人につき)		
	個人	団体 (20人以上)	
略	略	略	無料
<u>中学校の生徒及び小学校の児童</u>	<u>520円</u>	<u>310円</u>	

備考

1 企画展示の観覧料は、表に定める額の範囲内で、市長がその都度定める。ただし、市長が特に指定した企画展示の観覧料は、無料とすることができる。

2 満65歳以上の者の観覧料は、前項により定めた一般料金の半額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 中学校の生徒及び小学校の児童の観覧料は、土曜日は無料とす

別表第2（第4条関係）

区分		特別閲覧料	
熟覧（2時間につき）		520円	
撮影（1点につき）	学術研究用	カラー	310円
		モノクローム	150円
	出版等の収入を伴う場合	カラー	4,710円
		モノクローム	1,570円

別表第3（第6条関係）

1 施設使用料

(1) 専用使用の場合の使用料

施設の名称	使用単位及び使用料		
	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで
略	略	略	略

備考 略

(2) 個人使用の場合の使用料

施設の名称	使用料
版画工房（アトリエを含む。）	1,250円

備考 個人使用の場合の使用料の額は、午前9時30分から午後1時30分までの使用又は午後1時30分から午後5時30分までの使用を単位とした1回当たりの額とする。

2 附属設備使用料

る。

別表第2（第4条関係）

区分	特別閲覧料の金額	
熟覧	2時間 520円	
撮影（1点につき）	学術研究用	カラー 310円 モノクローム 150円
	出版等の収入を伴う場合	カラー 4,710円 モノクローム 1,570円

別表第3（第6条関係）

区分	使用料		
	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで
略	略	略	略
附属設備	規則で定める額		

備考 略

<u>附属設備の名称</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>
<u>スポットライト</u>	<u>1台につき1日</u>	<u>150円</u>
<u>展示台</u>	<u>1台につき1日</u>	<u>310円</u>
<u>テーブル</u>	<u>1台につき1日</u>	<u>100円</u>
<u>テーブルクロス</u>	<u>1枚につき1回</u>	<u>1,100円</u>
<u>放送・映像設備</u>	<u>1式につき1日</u>	<u>780円</u>

備考 単位の「1回」とは、使用する施設の使用の承認を受けた回数とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。